



社会保険労務士法人
トヨーレイバーコンサルタント

T 社会保険労務士法人
トヨーレイバーコンサルタント
Labor and Social Security Attorney Toyo Labor Consultant

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館10階
TEL.03-3221-2444 / FAX.03-3221-2448

創業から長く続く、揺るがない安心。
企業の労務を支え続ける専門家集団。

Unwavering peace of mind, continuing since our founding.
A group of experts who continue to support corporate labor management.

1965年創業、創業から一貫して 人事労務サービスを提供しています。

Message



昭和40年(1965年)株式会社トヨーレイバーコンサルタントは、(旧)三井鉱山株式会社の三池争議等に端を発する労働問題に対処する人事労務コンサルティング会社として設立されました。その後、昭和44年(1969年)に労働保険事務組合 東洋労働保険協会、そして昭和56年(1981年)に社会保険労務士事務所トヨーレイバーコンサルタントを設立、各々の組織がそれぞれの特色を活かしつつ多年の実績を積み、今日に至ります。
私たちは、「透明と堅実、自律と連帯」を理念として、業務に従事してきました。労働社会保険諸法令の専門家として透明な視点で堅実に業務と向き合い、そして顧客満足実現のため一人ひとりが自分で考え、判断し、行動しつつ組織が同じ方向に向かって働くことが、理念です。
昨今、社会環境の変化はさらに激しく、そしてスピードも増しています。しかし、私たちは戦後復興期から高度経済成長期への移行期に創業し、様々な産業構造の変化に応じて整備された労働社会保険制度の適正・円滑な施行に寄与してきました。そして、時代とともに変化する労務管理やお客様企業の課題に対し、最適な解決に向けた専門的支援を実現してきました。こうした実績を強みとし、これからもお客様の必要なサービスを提供し続けることを最大の喜びとしつつ、努力して参ります。

代表社員

竹尾 伸一

会社概要

名 称：社会保険労務士法人トヨーレイバーコンサルタント
(社会保険労務士法人会員番号 第1322034号)
Pマーク取得、SRPⅡ認証事務所
代 表：竹尾 伸一(特定社会保険労務士、中小企業診断士)
所 在 地：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館10階
T E L：03-3221-2444
事業内容：公共職業安定所、年金事務所、労働基準監督署等に提出する書類の作成、届出手続
給与計算業務の受託
人事・労務管理に関する相談・指導、就業規則作成その他人事労務に関するコンサルティング
設 立：1981年5月設立
併 設：株式会社トヨーレイバーコンサルタント 労働保険事務組合 東洋労働保険協会



トヨーレイバーコンサルタントの歴史

1965年2月 株式会社トヨーレイバーコンサルタント設立
1969年8月 労働保険事務組合 東洋労働保険協会設立
1981年5月 社会保険労務士事務所トヨーレイバーコンサルタント設立
2016年10月 SRPⅡ認証取得
2022年4月 社会保険労務士事務所を法人化 (社会保険労務士法人トヨーレイバーコンサルタント)
2022年12月 Pマーク取得(認証番号:10840735)



数字で分かるトヨーレイバーコンサルタント

創業 1965年 平均受託年数 27年超

給与計算 3,000名超 大手商社
関連会社との取引 25社超

労務の悩み、私たちにお任せください!

アウトソーシング業務

労働・社会保険手続代行

入退社の手続きや各種給付申請など、煩雑で手間のかかる労働・社会保険業務を一括して代行します。
正確かつ迅速な対応により、安心して本業に専念いただけます。

▶ 労働保険

- 適用事業所に関する手続き
(保険関係成立届・雇用保険適用事業所設置届・継続事業の一括等)
- 第一種特別加入(中小事業主の労災特別加入)、第三種特別加入
(海外派遣)申請・変更・脱退に伴う届出(注意:ただし第一種特別加入は事務組合委託の中小事業主に限る)
- 雇用保険被保険者の資格に関する手続き
(資格取得・資格喪失・氏名変更・転勤等)

▶ 社会保険

- 適用事業所に関する手続き
(新規適用・移転・商号変更その他各種変更等)
- 被保険者の資格に関する手続き
(資格取得・資格喪失・被扶養者の異動・国民年金第3号の加入等)
- 標準報酬月額、標準賞与額に関する届出
(月額変更届・算定基礎届・賞与支払届の作成・提出)
- 健康保険の給付手続き(出産手当金・傷病手当金の申請等)

給与計算代行

毎月の給与計算から賞与、年末調整まで、複雑でミスが許されない業務を代行します。法改正や社会保険料率の変更にも対応し、安心・確実な給与計算を実現します。

- 月例給与の計算(勤怠集計を除く)
(給与一覧表・部門別集計表・銀行振込依頼データ・個人支給明細の納品)
- 賞与計算(賞与一覧表・部門別集計表・銀行振込依頼データ・個人支給明細の納品)
- 年末調整(過不足税額の付込み・源泉徴収票・源泉徴収簿・賃金台帳・年末調整一覧表の納品)
(年末調整業務は、控除証明書等の集計作業、支払報告書の総括報告・法定調査の合計表作成提出等を除く)

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは？

事業主に代わり労働保険料の申告・納付その他労働保険に関する各種届出等の手続を行うことについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体です。

労働保険事務組合に加入するメリット

- 社長や役員の方も特別に労災保険に加入できます
- 事業主の事務処理が軽減されます
- 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます

コンサルティング業務

相談顧問契約

雇用契約書のチェック、労働時間管理、社内規定の運用相談、また日常の労務トラブルや法改正への対応など、気軽にご相談いただける「相談顧問契約」を用意しております。経験豊富な社会保険労務士が、実務に即したアドバイスで経営者や人事担当者をサポートします。

- 採用・異動・就業条件・賃金などの人事・労務管理上の問題解決、個別の労使関係に関わる具体的な案件に関する助言・指導
- 就業規則等その他諸規程、労働契約、労使協定等に関する助言・指導
- その他労働関係法令の解釈・運用に関する助言・指導

労務コンサルティング

就業規則、その他諸規程等の整備、働き方改革への対応、雇用契約書(労働条件通知書)の新規作成や改定、賃金制度・人事制度の設計など、中長期的な視点で会社の成長を支えるご提案を行います。経営者に寄り添い、組織づくりをトータルにサポートします。

- 就業規則の新規作成・改定
- その他各種規程の新規作成・改定
- 賃金・人事評価制度の新規策定
- 36協定届

年間を通じたセミナー・情報提供

法改正や実務対応の最新情報をわかりやすく解説するセミナー・事務説明会を年に7~8回ほど、定期的に開催しています。

資料やニュースレターなども通じ、常に最新の労務管理の情報をお届けします。

業務委託手数料は弊社ホームページにて公開しております。
個別企業状況※を勘案し、御見積をさせていただきます。

※個別企業状況…企業規模、事業所数、従業員数、手続発生件数、労務に関する相談・助言に関するご要望等。